

参考



令和3年2月12日

桐生市長 荒木 恵 司 様

公共施設のあり方等調査特別委員会  
委員長 人見 武 男



新本庁舎における議会機能の検討について（回答）

過日依頼のありました標記の件につきまして、本特別委員会において協議を重ねた結果、下記のとおり取りまとめましたので回答いたします。

つきましては、各項目に明記した補足説明を踏まえご検討いただきますよう  
よろしくお願いたします。

記

(1) 議場の床形状

【フラット形式】

バリアフリーに配慮するとともに将来を見据え多様な可能性を想定し、  
臨機応変な対応を可能とすること。

(2) 議場の机・イスの設置方式

【可動式】

上記、(1)と同様に、臨機応変にレイアウト変更等を可能とするためであるが、多目的利用を前提としたものではない。また、有線配線にするなど安定した議会運営に支障をきたすことのないよう措置を講じ、机等の配置については議員側と当局側の双方がお互いに確認し合えるよう工夫をすること。

### (3) 議場及び傍聴席の床レベル

#### 【1層式】

傾斜をつけるなど、傍聴席から全体が見えるような構造とすること。また、天井については圧迫感のないよう可能な限りの高さを確保すること。

### (4) 議席等の配列

#### 【直列配置型】

従来どおりの直列配置型とすること。

ただし、傍聴者用に大型モニターを設置し、全体が見えるような措置を講じること。

### (5) 議席数、執行部席数のおおよその席数

- ・現状に即した必要数を整備すること。ただし、席の増減やレイアウト変更等に柔軟に対応できるようにするとともに十分な広さを確保すること。

### (6) 傍聴席等その他の確認事項

#### ア、新本庁舎のおおよその傍聴席数

- ・議場内の傍聴席は空間余裕を持たせた40～50席程度。そのほか、記者席はもちろん、車椅子や子連れでの傍聴者も気兼ねなく傍聴できるようなスペースをすることで現状の80席程度を維持できるよう努めること。

#### イ、議場と傍聴席との間仕切りのイメージ

- ・議場内の傍聴席については人が乗り越えられない程度のガラス間仕切り等を設置すること。また、議場外（防音機能を備えた議場内の空間を含む）からも議会の様子が直接見えるようなスペースを設け、子連れなどの配慮が必要な方でも気兼ねなく傍聴できるよう必要な措置を講じること。

#### ウ、市民との交流スペースのイメージ

- ・交流スペースとして議事堂内に新たな空間を設けるのではなく、傍聴席への通路などの空きスペース等を有効に活用して市民と対話のできるロビー機能を設けること。

#### エ、休憩室（議場フロア、傍聴フロア）の廃止

- ・上記、ウを有効に活用していただくことで休憩室は廃止してもよい。

#### オ、図書室、資料室の共有化

- ・共有化は合理性があると考える。

#### (7) その他

- ・2月3日の特別委員会において配付された資料に明記されている「新本庁舎議事堂ネット面積の参考例」の委員会室については、予算・決算特別委員会をはじめ、多岐に渡る議会機能を果たすために、現状の正庁と同等の面積を確保し、機能（可動間仕切り・全体または個別録音）を有すること。
- ・傍聴者用の大型モニターのほか、ICT化が推進されていくことを想定した設備（音響、モニター、スクリーン等）を設置すること。